

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 2 年 6 月 22 日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 総合政策課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和 2 年 4 月 27 日から令和 2 年 5 月 18 日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
○市営バス運転管理業務委託契約において、臨時運行に伴う変更契約について、関係例規に基づき、臨時運行前に変更契約を適切に締結し安全管理に努めること。	○今後、市営バス運転管理業務において、臨時運行を実施する際、委託事業者と協議のうえ、事前に変更契約を締結し、市民のための公共交通として安全運行管理に努めます。